

# 資料 1

「女性活躍加速のための重点方針  
2018」に盛り込むべき事項に関する  
委員意見



「女性活躍加速のための重点方針2018」に盛り込むべき事項に関する委員意見

(1) 性犯罪への対策の推進

通し番号	意見概要	意見内容	委員の意見に対する認識、取組状況、今後の取組予定等
1	<p>刑法強制性交等罪の性交同意年齢の見直し、暴行脅迫要件の撤廃</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●13歳が「同意」できる年齢とは思えない。性交同意年齢13歳、刑法の責任年齢14歳、臓器移植法での自己決定年齢が15歳、法律行為は20歳、性交に同意できる13歳の女性が、妊娠し人工妊娠中絶を希望した場合、自分の同意だけで医療を受けられず親権者同意を求められる、という矛盾がある。(種部委員)</li> <li>●恐怖のために抵抗できず、または薬物や飲酒により抵抗できず性暴力被害にあった場合に「同意していた」とされてしまうことが、被害者の落ち度を指摘するようであり、二次被害である。(種部委員)</li> </ul>	<p>【法務省】委員御指摘の論点は、いずれも、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等からなる「性犯罪の罰則に関する検討会」で検討されたが、法改正を行うべきとの意見は多数を占めるに至らなかったものであるため、慎重な検討を要する。なお、現行法で13歳未満の者と定められている。同意の有無にかかわらず強制性交等罪が成立するものとされる被害者の年齢は、刑法の強制性交等罪の保護法益に照らして、その年齢の範囲をどのように規定すべきかという観点から定められるものと考えられ、委員御指摘の人工妊娠中絶を行うことが許される要件等とは別の観点から定められているものと承知している。また、暴行・脅迫要件があることにより、強制性交等罪が成立するためには被害者が抵抗したことが必要であるかのよう御指摘もあるが、被害者が抵抗することは強制性交等罪の成立の要件ではなく、具体的な事案に応じて、被害者の年齢・精神状態、行為の場所・時間などの様々な事情を考慮して、暴行・脅迫要件が認められているところである。また、委員御指摘のような、暴行・脅迫が用いられていなくとも、被害者が「抗拒不能」すなわち、薬物や飲酒の影響により物理的又は心理的に抵抗が著しく困難な状態に乗じて性交等をすれば、準強制性交等罪が成立し得る。</p>
2	<p>警察における匿名の証拠保管</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察における匿名の証拠保管について、持続可能な形で、広く推進すべき。具体的には、DNA等抽出後の現物を、どのように、いつまで保管するのか、検討の上、一定の運用規則が必要。(種部委員)</li> </ul>	<p>【警察庁】性犯罪の被害者から採取した証拠については、刑事訴訟法等の関係法令等に基づき、原則として、警察署において適切に保管することとしている。</p>
3	<p>病原体DNAのゲノム解析の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●性虐待の医学的証明として病原体DNAのゲノム解析により株の同定を実施できるようにしてほしい。技術的には可能だが、費用がかかる。(種部委員)</li> </ul>	<p>—</p>
4	<p>ワンストップ支援センターの質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワンストップ支援センターにおいて、急性期以後の長期支援の取組について、その必要性も含めて書き込むことは可能か。(原委員)</li> </ul>	<p>【内閣府(男女)】ワンストップ支援センターにおいて求められる核となる機能として、産婦人科医療(救急医療・継続的な医療・証拠採取等)のほか、支援のコーディネート・相談があり、被害者のニーズに応じて関係機関・団体等に確実につなげていくことが重要である。また、性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用して、地域の実情に応じた取組に対する支援を行っているところ、「急性期以後の中長期支援の取組」に対しても本交付金を活用することが可能である。</p>
5	<p>ワンストップ支援センターの質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●持続可能な形で、24時間対応のワンストップ支援センターを増やす必要がある。パーホルホトラインのように、全国共通ダイヤルにつなぐ、急性期対応のみを各都道府県のワンストップにつなぐ形にすることを検討してほしいかがか。(種部委員)</li> </ul>	<p>【内閣府(男女)】ワンストップ支援センターの24時間対応化をはじめとする運営の安定化や質の向上を図るため、平成30年度において、性犯罪・性暴力被害者支援交付金の拡充を行っているところ。また、全都道府県設置の目標を実現した上で、「全国共通ダイヤル」を含めた機能拡充のための支援策を検討してまいりたい。</p>

6	<p>ワンストップ支援センターの質の向上</p>	<p>●妊娠の心配があるときや生命への危険を感じた場合 に 対 面 で の 相 談 に つ な が り や す い と 思 わ れ る 。 妊 娠 し て い る 場 合 の 対 応 が 匿 名 ・ 無 料 で 可 能 な 受 け 皿 （ ワ ン ス ト ッ プ 等 ） を リ ン ク さ せ 、 支 援 に つ な ぐ 仕 組 み を 検 討 し て は い か が か 。 例 え ば 、 妊 娠 し て い る 可 能 性 が 申 告 さ れ た 段 階 で 、 妊 婦 健 診 の 1 回 目 の 補 助 券 を 使 用 し て 無 料 で 検 査 ・ 診 断 が 可 能 な よ う 、 母 子 保 健 と ワ ン ス ト ッ プ 支 援 セ ン タ ー が 連 携 を 図 る 、 な ど 。（ 種 部 委 員 ）</p>	<p>【内閣府(男女)】 平成30年度より、性犯罪・性暴力被害者支援交付金を拡充し、ワンストップ支援センターをはじめとする関係機関の連携強化に対する支援を強化したところである。</p>
7	<p>ワンストップ支援センターにおける警察への被害届提出の促進(カウンセラーの充実)</p>	<p>●顔見知りからの被害が圧倒的に多いことより、被害届提出までに手厚いカウンセラーが必要。ワンストップでの公費によるカウンセラーの充実が必要。(種部委員)</p>	<p>【内閣府(男女)】 性犯罪・性暴力被害者支援交付金により、ワンストップ支援センターにおけるカウンセラー費用に 対 す る 支 援 を 行 っ て い る と こ ろ で あ り 、 初 年 度 （ 平 成 2 9 年 度 ） の 執 行 状 況 も 踏 ま え な が ら 、 必 要 な 予 算 の 確 保 に 取 り 組 ん で ま い り た い 。</p>
8	<p>ワンストップ支援センターへの財政的支援の強化</p>	<p>●資金力不足により、支援員の確保が難しく、対応時間も短いワンストップは、相談件数が少なく稼働実績が低いと思われる。(種部委員)</p>	<p>【内閣府(男女)】 性犯罪・性暴力被害者支援交付金により、ワンストップ支援センターの運営・機能強化に係る取組(相談員の人員費、研修経費、広報啓発等)に対する支援を行っているところであり、初年度(平成29年度)の執行状況も踏まえながら、必要な予算の確保に取り組みたい。</p>
9	<p>ワンストップ支援センターの財政的支援の強化</p>	<p>●支援者(多くは女性)の人員費があまりにも安い。さらに、人材育成や支援者のカンファレンス、事例検討会、スキルアップ等への国による資金援助や人員費への金銭援助を行い、継続可能な体制作りに役立てるよう望みたい。(阿部委員)</p>	<p>【内閣府(男女)】 性犯罪・性暴力被害者支援交付金において、被害者の性別を問わず、ワンストップ支援センターの運営・機能強化等に係る取組に対する支援を行っている。センターの名称については、各地域に応じて適切に決定していただくべきものであると考える。</p>
10	<p>男性の性暴力被害への対応</p>	<p>●ワンストップセンターが男性被害者にとっても相談しやすく、対応が可能なものになるよう検討が必要。名称も再考必要。(種部委員)</p>	<p>【内閣府(男女)】 性犯罪・性暴力被害者支援交付金により、ワンストップ支援センターにおけるカウンセラー費用に 対 す る 支 援 を 行 っ て い る と こ ろ で あ り 、 初 年 度 （ 平 成 2 9 年 度 ） の 執 行 状 況 も 踏 ま え な が ら 、 必 要 な 予 算 の 確 保 に 取 り 組 ん で ま い り た い 。</p>
11	<p>男性の性暴力被害への対応</p>	<p>●男性の被害の多くが、性虐待、性的いじめ、急性期対応だけでなく、トラウマ治療など、カウンセラーを充実させる必要がある。(種部委員)</p>	<p>【内閣府(男女)】 性犯罪・性暴力被害者支援交付金により、ワンストップ支援センターにおけるカウンセラー費用に 対 す る 支 援 を 行 っ て い る と こ ろ で あ り 、 初 年 度 （ 平 成 2 9 年 度 ） の 執 行 状 況 も 踏 ま え な が ら 、 必 要 な 予 算 の 確 保 に 取 り 組 ん で ま い り た い 。 【警察庁】 警察では、男性の性虐待、性的いじめの被害者に対し、カウンセラー等を必要に応じて実施している。</p>
12	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

13	ワンストップ支援センターの記者発表	●愛知県には、「ハートフルステーション・あいち」以外に、「日赤なごやなごみ」というワンストップ支援センターがあるので、それも追記した方が良いのでは。(可児委員・91回調査会)	【内閣府(男女)】 本一覧表については、性犯罪・性暴力被害者支援交付金の活用を視野に入れた「行政が関与する」ワンストップ支援センターとして都道府県から登録があったものを整理したものです。
14	被害者へのネット上でのハッシング禁止	●実名で被害を訴えた被害者に対するネット上でのハッシングを禁止すること。(阿部委員)	—
15	レイプシールド法	●第3次では取り入れなかった「レイプシールド法」について再検討すべき。(阿部委員)	【法務省】 レイプシールド法の趣旨が判然としないが、仮に、被害者の性的経験や傾向に関する証拠を裁判に顕出することを原則として禁止することなどを内容とするものとすると、我が国では、刑事訴訟法第295条第1項において、「裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が…事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求めるとしても同様である。」と規定されており、事件に関係のない被害者の性的な経験や傾向に関する尋問等については、裁判長の適切な訴訟指揮によって制限することが可能である。 我が国において、このような現行法上の措置を超える措置を可能とすることについては、憲法第37条第2項において保障されている被告人の反対尋問権の制約として許されるかなど様々な問題があることから、慎重な検討を要するものと考ええる。
<b>(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶</b>			
16	若年の性犯罪・性暴力被害者に対する協働面接の推進	●10代、とくに13～15歳程度の女性に対する性暴力については、被害者への負担を考慮するとともに、供述の信頼性を確保するために、迅速に協働面接を行う仕組みが必要。(種部委員) ●協働面接での供述の信頼性を高めるために、初動の警察や児相などで協働面接を阻害しない対応を求める研修が必要。(種部委員)	【法務省】 【一つ目の●について】 法務省、警察庁及び厚生労働省においては、平成27年10月から、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うなどの取組を実施しており、今後も適切に取り組んでまいりたいと考えている。 【警察庁】 前回調査会において回答済み。
17	居場所のない若年女性への対応	●被虐待歴、いじめ、面筋DVなどが背景にあるため、電話や対面での相談は苦手。SNSやメール相談が適していると思われるが、「泊め男」やネットナンパ師のような集団の即レス対応に、まともな支援者の方が負けている。アウトリーチのさらなる検討と充実が必要。(種部委員)	【内閣府(男女)】 「若年層における女性に対する暴力の効率的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究事業」(重点方針2018骨子案(2)③に対応)において、民間の被害者支援団体等を対象に被害実態調査を行うとともに、そうした調査結果等を踏まえ、若年層を対象とした女性に対する暴力に関する啓発媒体や被害者支援マニュアル等を作成することとしている。 また、ワンストップ支援センター等におけるSNS等を活用した相談体制の充実に向けた検討を行う。 【厚生労働省】 平成30年度において、若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う「若年被害女性等支援モデル事業」を創設。

(3) ストーカー事案への対策の推進	
18	<p>警察と他機関の連携強化</p> <p>●本対策に、DVケースのストーカー事案に対する視点はどの程度盛り込まれているか。(原委員)</p> <p>●再被害予防の観点からも、被害者支援において警察と他機関の情報共有は必要だと考えられるが、いかがか。(原委員)</p>
19	<p>配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実</p> <p>●配偶者等からの暴力の問題の重大さを認識し、対策を抜本的に強化すべき。(納米委員)</p>
20	<p>関係機関の連携の在り方に関する見直し</p> <p>●「被害者への支援の拡充」と「関係機関・民間団体等との連携協力の推進」について。切れ目のない中長期支援に必要なアウトリーチ等、これまでに以上に踏み込んだ支援を検討することや多機関の柔軟な連携の必要性を認識していますが、この意図が伝わるような書き方はできるか。</p> <p>連携の必要性については、職務関係者の共通認識はあるが、例えば情報共有の在り方ひとつ取っても、機関それぞれの考えや個人情報保護の観点から、被害者支援が進まない。脆弱さを増した被害者の支援をするには、これまでの連携の在り方を問い直す必要がある。(原委員)</p>
21	<p>●支援の現場では、個人情報保護との兼ね合いから、有機的な機関連携が行われているとは言えない。改正配偶者暴力防止法の施行状況調査として、関係機関連携の実態を把握したうえで、DVIについての関係機関連携の根拠となる法的な枠組が必要。(参考：第4次男女共同参画行動計画第7分野1(ウ)④)(納米委員)</p>
<b>(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等</b>	
18	<p>【警察庁】 重点方針2017Ⅱ1(3)①の「ストーカー総合対策」において、被害者支援に係る関係機関の連携が盛り込まれている。また、ストーカーにも該当するDV事案は、DV事案の対応のほか、ストーカー事案の対応も図られることとなる。</p> <p>【内閣府(男女)】 配偶者暴力相談支援センターと警察との機関間連携は重要と考えられており、職務関係者に対する研修や取組事例の共有、ストーカー被害者支援マニュアルの活用等を通じて連携促進への支援を行っている。</p> <p>【厚生労働省】 婦人相談所では、「婦人相談所ガイドライン」において、ストーカー被害に関する相談や保護対応について示すとともに、警察への届出を促している。</p>
19	<p>【内閣府(男女)】 H29年度男女間調査や配偶者暴力相談支援センターへの相談件数等の調査などからもうかがえるとおり、DV被害は引き続き深刻な社会問題となっており、対策の見直しと強化に取り組む必要があると認識している。</p> <p>被害者支援におけるリスクアセスメント指標を用いた加害者対応及び地域社会内における加害者更生に係る実態に関する調査研究等の新たな取組を通じて、DV対策の強化を図ることとしている。</p>
20	<p>【内閣府(男女)】 被害者支援の拡充や多機関の柔軟な連携については、御意見の趣旨を踏まえて、関係機関相互の連携体制の整備・強化を本文化する中で検討してまいりたい。</p> <p>また、個人情報保護の観点を含め、関係機関相互の連携の在り方については、その充実強化に向けて検討を行ってまいりたい。</p> <p>【厚生労働省】 被害者を中心とした民間団体を含む関係機関とのスムーズな連携を図るため、「婦人相談所ガイドライン」や「婦人相談員相談支援指針」において、婦人相談所と他の機関との役割分担や、ネットワーク会議の開催、市区における庁内連携、等の必要性について記載し、都道府県等に周知。また「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」を実施し、婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図っている。</p>
21	<p>【内閣府(男女)】 被害者支援の拡充や多機関の柔軟な連携については、御意見の趣旨を踏まえて、関係機関相互の連携体制の整備・強化を本文化する中で検討してまいりたい。</p> <p>また、個人情報保護の観点を含め、関係機関相互の連携の在り方については、その充実強化に向けて検討を行ってまいりたい。(再掲)</p>

22	関係機関の連携の 在り方に関する見直し	<p>●福祉事務所など生活保護受給手続きを行う窓口と、婦人保護事業の連携がスムーズでない。PTSDを抱えるDV被害女性や、被虐待経験のある居場所のない若年女性においては、煩雑な窓口手続き等により、手続きや交渉をあきらめてしまい、せつかく支援につなげても自立まで到達できない。(種部委員)</p>	<p>【厚生労働省】 ○「婦人相談所ガイドライン」において、利用者の安全の確保や不安解消のため、利用者が自立のために行う手続き等に職員が同行し支援する旨を記載。また、「婦人相談員相談・支援指針」においても、相談・支援における留意点として、婦人相談員の同行を記載し、都道府県等に周知。なお、一時保護終了後、民間シェルター等に入所しているDV被害女性に対し、自立支援、退所後の定着支援を行う「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を実施しており、その中で、行政機関への同行支援も行っている。 ○なお、平成30年度は、若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う「若年被害女性等支援モデル事業」を創設。 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第113号)」の施行に合わせ発出した通知において、福祉事務所に対し、福祉事務所が被害者(申請者)の生活状況や扶養関係について把握することや、関係機関と連携協力し関係機関から情報を得る等により、被害者に更なる被害が生じることや、被害者の居所が加害者に知られないよう十分配慮することなどについて周知している。 ○また、自治体の担当者を集めた会議において、申請の意思が確認された方に対しては、申請手続きの助言を行うことや事情がある方には口頭申請が認められることなどにより、必要な方に保護が適用されるよう周知している。</p>
23	自立支援の実効性 向上のための民間 団体への支援	<p>●婦人保護施設未設置の都道府県がある。絶対数が多い自立支援を行っていないところもある。一方で、民間で質の高い自立支援を行う団体もある。 ○公設で質の高い自立支援を充足させることも必要だが、民間の質の高い支援団体を巻き込み、それぞれの特徴を活かした自立支援により実効性を高めることを考慮すべき。 ○例えば、ゆるい居場所、就業をセットにしたステップハウスのようなものが必要だが、公的施設だけでは限界がある。成功事例を検討し、民間団体との連携を模索し、民間団体で行う支援が持続可能になるような資金的援助を検討する必要がある。(種部委員)</p>	<p>【厚生労働省】 婦人相談所による一時保護においては、被害者の状況に応じて、母子生活支援施設や民間シェルター等への一時保護委託を実施している。 また、入所中のDV被害女性に、自立支援、退所後の定着支援を行う民間シェルター等に対して、補助を行う「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を実施している。 なお、婦人保護施設退所後の自立に向け、地域生活の体験や生活訓練等を行う地域生活移行支援事業においては、施設の近隣のアパート等を利用することも可能としている。</p>
24		<p>●相談窓口の周知度が劇的に上がっているのに、利用率が3%程度しか増加していない理由は。(納米委員・91回調査会)</p>	<p>【内閣府(男女)】相談窓口の周知度の上昇については、調査票の改訂(相談窓口の例を追記したことが一つの要因と考えられる。 また、男女間調査における相談窓口の認知度については、配偶者暴力相談支援センターに限るものではないため、同センターの相談件数の増加率と単純比較できるものではない。</p>
25	調査結果の分析	<p>●警察の相談件数は2割上がり、保護件数は15%減少し、保護命令の既済の件数は3割弱減少している理由は。(納米委員・91回調査会)</p>	<p>【警察庁】 この種事案に対する社会的な関心が高まり、被害者から積極的に相談や届出がなされたこと等により相談件数が増加しているものと考えられる。 【最高裁判所】 保護命令の既済件数の減少は、新受件数の減少に伴うものであるが、新受件数の減少の要因は最高裁において把握していない。</p>

26	相談員の無期雇用化	<p>●女性相談員が安心してスキルを蓄積できるしくみを作り、被害者支援の充実した体制を確立させるべき。(阿部委員)</p>	<p>【厚生労働省】        婦人相談員等、直接被害者から相談を受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を行う「婦人相談所等職員への専門研修事業」を実施(自治体に対する補助事業)。        平成30年度予算において、婦人相談員による相談支援の充実、処遇改善を図る観点から、一定の研修を修了した者を対象として、国庫補助基準額の拡充を行った(149,300円→191,800円)。        【内閣府(男女)]        改正配偶者暴力防止法の施行状況等の把握を進めつつ、配偶者暴力相談支援センターの職務関係者に対する研修を引き続き実施することで、女性相談員のスキルの向上に努めてまいりたい。(重点方針2018(4)⑤に対応)</p>
27	一時保護をめぐる課題及び一時保護以外の二一ースの把握	<p>●一時保護件数の減少の理由が、配偶者暴力相談支援センター等の被害者支援の現場の対応に課題があるためなのか、あるいは被害者側に一時保護以外の二一ースがあり、支援のあり方と被害者二一ースのミスマッチが生じているためなのか、調査によって明らかにすべき。(納米委員)</p>	<p>【内閣府(男女)]        次回以降の調査において、一時保護件数減少の理由を確認する方向で検討してまいりたい。        【厚生労働省】        平成29年度において、婦人相談所を始めとする婦人保護事業における支援内容の実態の把握、課題の整理等を行う「先駆的ケア策定・検証調査事業」を実施。</p>
28		<p>●婦人相談所一時保護において、入所者の処遇が現状にそぐわない。現状を把握し、自立の意欲がわくようなスキル習得の機会にするなど、自立支援に有効な方法を考慮する余地がある。(種部委員)</p>	<p>【厚生労働省】        平成29年度において、婦人相談所を始めとする婦人保護事業における支援内容の実態の把握、課題の整理等を行う「先駆的ケア策定・検証調査事業」を実施。</p>
29	面前DVへの対応	<p>●DVと「面前DV」による虐待の両方の原因であるDV/加害者への対応を強化すべき。また、DV被害者と子どもへの一体的支援が実現できるようにすべき。(種部委員)</p>	<p>【内閣府(男女)]        先行事例を参考に、被害者支援におけるリスクアセスメント指標を用いた加害者対応及び地域社会内における加害者更生に係る実態に関する調査研究を踏まえ、配偶者からの暴力の多様な現状に即した加害者対応を含めた被害者支援を検討してまいりたい。        【厚生労働省】        ○児童相談所では、面前DVが子どもへの心理的虐待であり、子ども自身に有害な影響を与えることを伝えたと、保護者への指導等の対応を行っている。        ○また、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設に、心理療法担当職員や同伴児童対応指導員を配置し、心理的ケアを行うなど、DV被害者と同伴児童を保護支援している。また、児童相談所とも十分連携を図ることとしており、必要に応じて児童相談所の児童心理司によるカウンセリングなどのケアを行っている。</p>
30		<p>●次の加害者・被害者を生まないために、面前DVを受けている子どもに対処するケアや教育、親子一緒にのトラウマ治療等を行うことが必要。(種部委員)</p>	<p>【厚生労働省】        ○児童相談所では、面前DVによる心理的虐待を受けた子どもに対して、必要に応じて児童心理司によるカウンセリングなどのケアを行っている。        ○婦人相談所一時保護所、婦人保護施設に、心理療法担当職員や同伴児童対応指導員を配置し、心理的ケアを行うなど、DV被害者と同伴児童を保護支援している。その際、児童相談所と十分連携を図ることとしている。</p>



31	加害者プログラムの実施に関わる基礎等の策定及び人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状では、被害者が加害者から離れることを大前提として、相談、一時保護、自立支援という対応。今後は、警察による加害者対応と連動し、被害者支援の一環として加害者プログラムの実施が必要。「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」によって得られた知見を具体化して欲しい。(納米委員)</li> <li>●DV加害者を罰する法改正が望ましいと思うがあまりにも遠い。せめて実効性のある加害者更生対策を講じるべき。(阿部委員)</li> <li>●「暴力を振るわないようにしたい」と希望する「加害者」には免罪符にならない積極的な更生プログラムを行い、暴力を選択しない妻や恋人との関係作りを学んでもらいたい。(阿部委員)</li> </ul>	<p>【内閣府(男女)】地域社会内での加害者更生プログラムの実態把握等これまでの調査研究結果を踏まえ、取組の具体化に向けた検討を加速する。(重点方針2018(4)④に対応)</p>
32		<ul style="list-style-type: none"> <li>●面会交流を実施していくこととありきの施策が、DV被害者とその子どもの安全を脅かしている。安全確保の点から、ガイドラインや官民の関係者への研修が必要。(納米委員)</li> <li>●また、親権や面会交流について争いがあるDVケースについて、家庭裁判所関係者が適切な判断を行えるよう、研修を充実させてほしい。(納米委員)</li> </ul>	<p>【最高裁判所】 【二つ目の●について】 DVIについては、各家裁における各種の研修会や研究会の機会において、その特質、調停審判等における留意点について研修が行われているところ。事件を担当する裁判官や調停委員が、DVIについて適切な理解を有していることは重要であり、引き続き理解の向上に努めていく。 【厚生労働省】 面会交流支援事業については、父母間で面会交流の取決めを行っており、合意があることを前提に支援を実施している。 また、面会支援支援員やDV相談に携わる婦人相談員等に対して、研修を実施している。</p>
33		<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもへの接近禁止の命令の発令がでてくるケースでは、監護親と子どもが精神的に安定するまで面会交流の強要をしないこと。安全確保のためには、間接交流に限定すべき。(阿部委員)</li> </ul>	<p>【最高裁判所】 民法766条では、協議離婚に際し、面会交流その他の子の監護について必要な事項を定めるに当たっては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと規定されており、子の健全な成長の面からすると、一般的には、いずれの親との間でも接触が継続することが望ましいと言われている。 他方で、DVを主張されているような事案を始めとする高葛藤事案の中には、面会交流を認めることが、かえって子の利益に反する事案や面会交流を認めるとしても間接交流にとどめることが相当である事案もあるものと認識しており、それぞれの事案に応じて、裁判官により適切な判断がされている。</p>
34	面会交流等に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養育費支払いの啓発や面会交流支援事業の取組について盛り込むことはどうか。(原委員)</li> </ul>	<p>【厚生労働省】 養育費の支払いの確保については、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」に基づき、平成28年度から平成31年度までに弁護士による養育費相談を全ての都道府県・政令市・中核市において実施することとしており、厚生労働省においては、自治体が事業を実施するための費用への補助を行っている。 また、養育費相談支援センター(厚生労働省委託事業)において、面会交流や養育費支払いに関する取決め方法等を記載したリーフレット等を作成し、全国の自治体等へ配布している。</p>
35			<p>※重点方針2017においてはⅡ「2. 女性活躍のための安全・安心面への支援 (1)ひとり親家庭等への支援」にて盛り込み済み。</p>

36	DVIによる殺人等の重大事案検証の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DVIによる殺人、殺人未遂、傷害致死などの重大な結果に至った事案について、諸外国の取組を参考にするとして、その顛末を検証し、将来の被害防止に活かすべき。(納米委員)</li> </ul>	<p>【内閣府】 平成30年度予算で、先行事例を参考に、被害者支援におけるリスクアセスメント指標を用いた加害者対応に関する調査研究を実施することとしており、同調査研究を踏まえて、事案のステージに応じた危険性の指標を示すことで、配偶者からの暴力の多様な現状に対し、全国で適切な対応が図られるよう検討してまいりたい。</p> <p>【警察庁】 模倣された罪種にかかわらず、都道府県警察において教訓とすべき事案については、都道府県警察の担当者等を集めた会議で共有を図るなどしている。</p>
37	DV被害者の中絶について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性が暴力を受けて妊娠した場合、配偶者の同意がないと中絶できないというのは問題。健康分野と暴力分野、いずれの話として議論すべきか。(種部委員・91回専門調査会)</li> </ul>	—
38		<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV被害者が保護等の支援を受けた過程で妊娠がわかり、被害者自身が中絶を希望した場合、夫の同意を必要としないことを明示すべき。(阿部委員)</li> </ul>	—
<b>(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</b>			
39	予防啓発・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予防啓発または予防教育の充実、推進等の内容はどの程度盛り込まれているか。 特に、若年層からの相談を拾い上げるため、SNSの発達を利用した「新たな」または「効果的」な「相談手法」の研究や開発などの言葉は盛り込むことは可能か。(原委員)</li> </ul>	<p>【内閣府(男女)】 「若年層における女性に対する暴力の効率的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究事業」(重点方針2018骨子案(2)③に対応)において、民間の被害者支援団体等を対象に被害実態調査を行うとともに、そうした調査結果等を踏まえ、若年層を対象とした女性に対する暴力に関する啓発媒体や被害者支援マニュアル等を作成することとしている。 後段の内容については、その趣旨を盛り込む方向で検討したい。</p>
40	セクシュアル・ハラスメントの研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●セクシュアル・ハラスメントは年令、性別を問わず起きている。少なくとも毎年、学校において、教師、児童・生徒に対する研修を行うべき。(阿部委員)</li> </ul>	<p>【文科省】 教職員に対してセクシュアル・ハラスメントに関する研修を行うことは重要と考えている。教職員に対する研修の内容については、研修の実施主体である各都道府県教育委員会等への判断に委ねられているが、例えば、ほとんどの都道府県等の初任者研修において、セクシュアル・ハラスメントを含めた公務員倫理・職務に関する内容が扱われている。</p>
41	男女間における暴力に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「交際相手からの暴力被害」、「同居する交際相手からの暴力の被害経験」の調査対象者の詳細は。(91回・辻村会長、山田委員)</li> </ul>	<p>【内閣府(男女)】 男女間における暴力に関する調査報告書(平成30年3月公表)における回答対象者は以下のとおり。 ・「交際相手からの暴力の被害経験の有無」 ⇒「交際相手がいた(いる)」と答えた人 ・「同居する交際相手からの暴力の被害経験の有無」 ⇒「交際相手がいた(いる)」と答えた人のうち、交際相手と同居経験がある人</p>